

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月10日付け4相農林第5273号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 別表の「不開示とすべき部分」を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年12月26日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「福島県 土木部 工事執行機関 相双農林事務所が、平成30年5月16日に条件付一般競争入札執行（翌5月17日落札者決定）し、平成30年7月6日に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（業者コード〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）」と下記2件の一般土木工事を契約している。下記2件に係る契約書類、図面等を含めた工事関係書類全ての開示（記）1. 工事番号18-36260-0022（工事名：海岸保全施設整備（侵食）3001工事）2. 工事番号18-36260-0002（工事名：海岸保全施設整備（侵食）3002工事）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「18-36260-0022 海岸保全施設整備（侵食）3001工事 棚塩地区 積算書、入札結果及び契約書」及び「18-36260-0002 海岸保全施設整備（侵食）3002工事 棚塩地区 積算書、入札結果及び契約書」（以下「対象公文書」という。）を特定した。
令和5年1月10日に開示しない部分を「1 担当者氏名 2 連絡先メールアドレス 3 代表者の陰影^(マ) 4 電子入札システムサーバアドレス 5 積算内訳」とし、「1 担当者氏名」は条例第7条第2号、「2 連絡先メールアドレス」、「3 代表者の陰影^(マ)」及び「5 積算内訳」は条例第7条第3号、「4 電子入札システムサーバアドレス」は条例第7条第6号に基づき不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月6日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和5年4月5日付けで、審査請求に係る処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨、処分庁の教示の内容の正確な記載及び法人の代表者を証す

る書面（行政不服審査法施行令第４条第２項）を添付することについて補正命令をした。

- 5 審査請求人は、令和5年4月10日付け補正により、審査請求に係る処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨、処分庁の教示の内容の記載及び法人の代表者を証する書類の添付を行った。
- 6 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年5月22日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 7 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和5年6月22日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関に提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公文書一部開示決定通知書（４相農林第5273号）の「開示しない部分」の５（積算内訳）、「開示しない根拠 規定及びその理由」の５記載の理由により、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が入札のため相双農林事務所へ提出した見積内訳総括表の入札金額の内訳及び見積内訳書の各単価と金額が黒塗りされている（開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。））の処分を取り消し、全部を開示する、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由について

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見陳述によると次のとおりである。

- (1) 実施機関は、「見積内訳総括表の入札金額の内訳及び見積内訳書の各単価と金額」について、「事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められる」ことから、本件不開示部分を不開示とした本件処分を行った。
- (2) しかしながら、本件処分は以下のとおり違法若しくは条例の適用を誤った処分である。

ア 単なる「見積書」であり、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるとは到底認められない。

イ 情報公開条例は、国民の知る権利を実現し行政の公平化適正化を担保するために制定されている。

不開示事由は、国民の知る権利や公平適正な行政運営と対峙する概念であるから、行政機関の自由裁量により決定し得るものではなく、不開示事由は法令によ

り羈束されていると考えなければならず、条例第7条第3号の規定も、羈束の具体化の一種として理解しなければならない。

入札の見積書については、開示を認める裁判例が存在する（大阪地判平成10年3月12日、津地判平成10年6月11日、東京高判平成11年3月31日）。

ウ 「地方公共団体と契約を締結する法人等は、行政の透明性等の要請から、民間と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるを得ない」（奈良地判平成10年1月26日）との判断や、「法人等に関する情報が当該法人等の内部管理情報に該当する場合にはすべてこれをその意思に反して公表すること自体が当該法人等の正当な利益が損なわれるとしているものとまでは解し難く、右情報を開示することによって正当な利益が損なわれると認められる場合にはじめて右文書を非開示とすることができる」とした趣旨（中略）と解すべきである。」（大阪高判平成10年11月11日）との裁判例がある。

エ 平成13年4月1日から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、地方公共団体の長に「公共工事の入札及び契約過程に関する事項」や「公共工事の契約内容に関する事項」の公表を義務付けており、国や地方公共団体では、工事積算書（工事積算内訳書）の積極的公表が始まっている。

オ 条例第7条第3号について、実施機関が主張する「人件費や資材等の費用を所有する施工能力や独自の諸経費率でもって積み上げた営業上の保守されるべきノウハウに関する情報」の具体的内容についても不明確であり、十分な立証がされているものとはいえない。

3 結論

以上のことから、本件不開示決定は事業者の競争上の地位の検討をおろそかにしたものであり、取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は「18-36260-0022 海岸保全施設整備（侵食）3001工事 棚塩地区 積算書、入札結果及び契約書」及び「18-36260-0002 海岸保全施設整備（侵食）3002工事 棚塩地区 積算書、入札結果及び契約書」であり、これ以外に対象公文書は存在しない。

2 不開示理由について

- (1) 対象公文書のうち、入札結果中の見積内訳総括表に記載されている入札金額の内訳及び見積内訳書に記載されている単価と金額については、事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当する。
- (2) 審査請求人は、不開示とした見積内訳総括表に記載されている入札金額の内訳及び見積内訳書に記載されている各単価と金額について、「単なる『見積書』であり、事業者の事業活動上の正当な利益を害する恐れがあるとは到底認められない。」と主張する。

しかし、見積内訳総括表及び見積内訳書は、入札金額の根拠資料として入札参加者に提出を求めているものであり、事業者が自らの利益を確保するために、人件費や資材等の費用を所有する施工能力や独自の諸経費率でもって積み上げた営業上の保守されるべきノウハウに関する情報であることから、条例第7条第3号アに該当する。

- (3) 審査請求人は、情報公開入札の見積書の開示を認める判例3件を提出し、「見積内訳総括表に記載されている入札金額の内訳及び見積内訳書に記載されている見積単価と金額の不開示処分は違法、若しくは条例の適用を誤った処分である。」と主張する。

しかし、審査請求人が提出した判例は、いずれも、発注者側が設計した情報について非開示事由として規定する事務事業情報に当たらないとした事例である。今回、不開示としたのは、入札者から提出された見積内訳総括表及び見積内訳書に記録されている情報であり、発注者側が設計した情報ではない。

そのため、審査請求人により示された判例は、本件処分とは異なる内容のものであり、本件処分を違法若しくは条例の適用を誤った処分とする根拠とはなり得ない。

- (4) 以上のことから、見積内訳総括表に記載されている入札金額の内訳及び見積内訳書に記載されている単価と金額については、不開示とした。

3 結論

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載された内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、

本件審査請求は、対象公文書の一部を特定してなされていること、その他公文書の特定について争いがないことから、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第3号に該当することを理由として、本件不開示部分の一部について不開示としているが、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めていることから、以下本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次のア及びイに該当する場合には、不開示情報とする旨が規定されている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ア) 正当な利益を害するおそれがあるものとは、生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、経営方針、経理、人事等の情報をいい、必ずしも経済的利益の概念で捉えられないものを含むと解される。

(イ) また、正当な利益を害するおそれの有無の判断にあたっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮する必要があると解される。

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(ア) 任意提供情報についての取扱いを定めたものであり、任意に提供されたものとは、法令等の根拠に基づかず提供された情報を指すと解される。

(イ) 通例として公にしないこととされているものに該当するためには、情報が現

に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要と解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

ア 本件不開示部分は、入札参加者が入札の際提出が求められている見積内訳総括表及び見積内訳書（福島県工事等競争入札心得第5条）の情報である。

このうち、実施機関が本決定において本号に該当するとして不開示とし、審査請求の対象となっている情報は、見積内訳総括表の入札金額の内訳のうち工事価格以外の金額及び見積内訳書のうち全ての単価及び金額の部分である。

審査請求人は、情報公開入札の見積書の開示を認める裁判例（大阪地判平成10年3月12日、津地判平成10年6月11日、東京高判平成11年3月31日）を開示すべき理由として挙げている。

これらは入札参加業者選定のための内申書、予定価格調書、入札参加資格者審査調書、請負設計図書送付一覧表及び請負設計書一覧表に係る開示請求に対する開示決定等に関する裁判例である。

これらの情報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律やその趣旨により広く公表されているものであり、ホームページで入札実施後公表されている自治体も見受けられることは、審査請求人主張のとおりである。

しかし、対象公文書は、当該入札金額の裏付け書類として入札参加者が作成し自治体等に提出される公文書であり、上記のように公表が予定されている公文書とは異なり、公表制度は存在しない。

以上のように、審査請求人が開示の根拠として例示している裁判例が判断している公文書と対象公文書はその性質を異にするため、審査請求の理由記載の裁判例は、本件不開示部分を開示すべき理由とはならない。

イ 実施機関は、本件不開示部分については、事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当し、不開示とする処分をしている。

ウ 当審査会が調査した結果によると、対象公文書に記載されている内容は、入札参加者が自らの経験や工種毎に標準化・規格化することにより、契約内容の明確化や積算業務の合理化を図ることを目的として、福島県農林水産部農林技術課が作成した土地改良工事標準積算マニュアルの明細ツリーを使用していることが認められる。

各農林事務所では、土地改良工事標準積算マニュアルが組み込まれた農林土木積算システムを用い、工事内容、材料及び数量を記載し単価、金額を記載しない金抜き設計書を作成しており、見積内訳総括表や見積内訳書はこの金抜き設計書を入札参加者が閲覧し、これを元に作成されている。

対象公文書に係る工事の明細ツリーは、工事の具体的項目をA、B－1、B－2、B－3、C－1の5つの階層でツリー状に整理し、使用する単位について規定している。

見積内訳総括表及び見積内訳書は、直接工事費、直接工事費計、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等、工事価格、消費税相当額、工事費計に関する、費目・工種・施工名称などの数量、単位、単価、金額及び備考によって構成されている。

審査会の調査によると、入札参加者が提出した見積内訳書のような公文書の不開示事由該当性の判断においては、明細ツリーにあたる工事工種体系に応じて検討をしている自治体の答申例が複数確認された。

このことにより、入札参加者が自らの経験や知識に基づいて算出した対象公文書における積算内訳等の事業者の利益を保護しつつ、入札情報をできるだけ開示することで、公正な競争を確保することが可能となる。

以上のことから、明細ツリーに応じ対象公文書の不開示事由該当性を検討する。
(ア) C－1の区分について

C－1の情報は、施工単価等に係るレベルであり、入札参加者がそのノウハウを生かして当該金額を算出しているものであることから、当該情報が競合他社に提供されると、入札参加者はその後の事業において競争上の不利益を受けおそれがあることが認められるため、公にすることにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

以上から、C－1の情報については、不開示とすべきである。

(イ) A、B－1、B－2、B－3の区分について

B－3の情報は、C－1の情報の合計額の関係にあり、B－2の情報は、B－3の情報の合計額の関係にあり、B－1の情報は、B－2の情報の合計額の関係にあり、Aの情報は、B－1の情報の合計額に過ぎないことから、これらの金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

(ウ) C－1の情報が明らかとなる情報について

C－1の情報が1つのみの場合、その合計額であるB－3の情報はC－1の

情報と内容が同一となる。

このように、C－1の情報と同一内容となる場合には、上記のレベルに関わらず不開示とするべきである。

エ 直接工事費について

見積内訳書「直接工事費（諸経費対象）」は上記階層によるとAの情報に該当し、1つ目の「消波堤工」はB－1、2つ目の「消波堤工」及び「仮設工」についてはB－2、2つ目の「消波堤工」のうち「消波ブロック製作工」及び「消波ブロック据付工」がB－3の情報に該当し、「仮設工」のうち「仮設道路工」及び「車廻し」がB－3の情報に該当することから、前記ウ(イ)のとおり開示するべきである。

また、「消波ブロック製作工」のうち「【被災地】消波根固めブロック工（製作）」「消波根固めブロック工（積込～据付）」、「消波ブロック据付工」のうち「消波根固めブロック工（積込～据付）」「消波根固めブロック工（運搬）」「消波ブロック据付工（水中据付）2.5 t 越え^(マ)5.5 t 以下」「消波ブロック据付工（陸上据付）2.5 t 越え^(マ)5.5 t 以下」「消波ブロック据付工（水中据付）5.5 t 越え^(マ)11 t 以下」「消波ブロック据付工（陸上据付）5.5 t 越え^(マ)11 t 以下」がC－1の情報に該当し、さらに、「仮設道路工」及び「車廻し」のうち「捨石工（捨石投入）」「捨石工（表面均し）」及び「砂利舗装工（機械）」もC－1の情報に該当することから、前記ウ(ア)のとおり不開示とするべきである。

他方、「直接工事費計」は、Aの合計額であり、その金額が明らかになったとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示するべきである。

オ 共通仮設費について

「運搬費」の内訳である「分解・組立・運搬費（重建設機械）」及び「安全費」の内訳である「工事名表示板加算額」はC－1の情報に該当するため、前記ウ(ア)のとおり不開示とするべきである。

また、「運搬費」「重機運搬費」「運搬費計」「安全費」「安全管理費」及び「安全費計」については、それぞれC－1の情報である「分解・組立・運搬費（重建設機械）」及び「工事名表示板加算額」が1つのみで、金額が同一となる場合に該当することから、前記ウ(ウ)のとおり不開示とするべきである。

他方、「共通仮設費（率計上）」については、「直接工事費」に一定の率を乗じて算出された額であり、当該金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、開示するべきである。

加えて、「共通仮設費」は、「運搬費」「安全費」及び「共通仮設費（率計上）」の合計額であり、その金額が明らかになったとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示するべきである。

カ 「純工事費」「現場管理費」「工事原価」「一般管理費等」「工事価格」「消費税相当額」及び「工事費計」について

(ア) 「純工事費」は、「直接工事費」と「共通仮設費」の合計額であり、「消費税相当額」は「工事価格」に消費税率を乗じたもの、「工事価格」及び「工事費計」は既に開示している情報である。

これらの額が明らかになったとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示するべきである。

(イ) 「現場管理費」は、工事監理を実施するために必要な経費を指し、「一般管理費等」は、工事施工事業者の運営に関わる経費を指す。

以上を踏まえると、これらの情報はその性質上、競合他社に提供されてしまうと、法人はその後の事業活動において競争上不利な立場に置かれることが認められる。

従って、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、不開示とするべきである。

(ウ) 「工事原価」は、「純工事費」と「現場管理費」の合計額であり、また、「工事原価」と「一般管理費等」の合計額は、工事価格と同一となる。

「純工事費」及び「工事価格」は、上記のとおり開示されるべき情報に該当するため、「工事原価」の情報を開示することで、不開示とするべき「現場管理費」及び「一般管理費等」が計算上明らかとなることから、「工事原価」については、不開示とするべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手

続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表 開示・不開示部分一覧

公文書名		開示すべき部分	不開示とすべき部分
18-36260-0022 海岸保全施設整備 (侵食) 3001工事	見積内訳総括表	不開示とすべき 部分以外のすべて	○現場管理費の入札金額の内訳 ○一般管理費の入札金額の内訳
	見積内訳書	不開示とすべき 部分以外のすべて	以下の項目の単価及び金額 ○【被災地】消波根固めブロック工（製作） ○消波根固めブロック工（積込～据付） ○消波根固めブロック工（運搬） ○消波ブロック据付工（水中据付）2.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え5.5 t 以下 ○消波ブロック据付工（陸上据付）2.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え5.5 t 以下 ○捨石工（捨石投入） ○捨石工（表面均し） ○砂利舗装工（機械） ○運搬費、重機運搬費、分解・組立・運搬費（重建設機械）及び運搬費計 ○安全費、安全管理費、工事名表示板加算額及び安全費計 ○現場管理費 ○工事原価 ○一般管理費等

公文書名		開示すべき部分	不開示とすべき部分
18-36260-0002 海岸保全施設整備 (侵食) 3002工事	見積内訳総括表	不開示とすべき 部分以外のすべ て	○現場管理費の入札金額の内訳 ○一般管理費の入札金額の内訳
	見積内訳書	不開示とすべき 部分以外のすべ て	以下の項目の単価及び金額 ○【被災地】消波根固めブロック工（製作） ○消波根固めブロック工（積込～据付） ○消波根固めブロック工（運搬） ○消波ブロック据付工（水中据付）5.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え11 t 以下 ○消波ブロック据付工（陸上据付）5.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え11 t 以下 ○消波ブロック据付工（水中据付）2.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え5.5 t 以下 ○消波ブロック据付工（陸上据付）2.5 t ⁽⁷⁷⁾ 越え5.5 t 以下 ○捨石工（捨石投入） ○捨石工（表面均し） ○砂利舗装工（機械） ○運搬費、重機運搬費、分解・組立・運搬費（重建設機械）及び運搬費計 ○安全費、安全管理費、工事名表示板加算額及び安全費計 ○現場管理費 ○工事原価 ○一般管理費等

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 5 月 2 2 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 6 年 8 月 1 日 (第 3 4 0 回審査会)	・ 審査請求の経過説明 ・ 審議
令和 6 年 8 月 2 8 日 (第 3 4 1 回審査会)	・ 審議
令和 6 年 9 月 1 1 日 (第 3 4 2 回審査会)	・ 実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・ 審議
令和 6 年 1 0 月 3 日 (第 3 4 3 回審査会)	・ 審議
令和 6 年 1 1 月 7 日 (第 3 4 4 回審査会)	・ 審議
令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (第 3 4 5 回審査会)	・ 審査請求人による意見陳述
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (第 3 4 6 回審査会)	・ 審議
令和 7 年 1 月 1 6 日 (第 3 4 7 回審査会)	・ 実施機関による事実の陳述
令和 7 年 1 月 2 9 日 (第 3 4 8 回審査会)	・ 審議
令和 7 年 2 月 1 2 日 (第 3 4 9 回審査会)	・ 審議
令和 7 年 3 月 7 日 (第 3 5 0 回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者